参考様式6

事業者の資力及び信用に関する申告書

　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人設立年月日 | 　　　年　月　日 | 資本金 | 円 |
| 前年度（個人にあっては前年）の納税額 | 　　　　　　　　円 | 法令による登録等 |  |
| 特定工事その他の工事の経歴 |
| 施工箇所 | 面積 | 土量 | 法令等の許認可の年月日及び番号 | 着工及び完了の年月 |
|  | ㎡ | ㎥ | 　年　月　日第　号 | 　年　月着工年　月完了 |
|  | ㎡ | ㎥ | 年　月　日第　　号 | 年　月着工年　月完了 |
|  | ㎡ | ㎥ | 年　月　日第　　号 | 年　月着工年　月完了 |
|  | ㎡ | ㎥ | 年　月　日第　　号 | 年　月着工年　月完了 |
|  | ㎡ | ㎥ | 年　月　日第　　号 | 年　月着工年　月完了 |

　（備考）記載欄が不足する場合は適宜挿入、又は別紙を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 特定工事に必要な経費 | 円 |
| 内訳 | 準備工に要する経費 | 円 |
|  | 地盤改良（除草及び抜根を含む。）工 | 円 |
| 進入路造成工 | 円 |
| 排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工 | 円 |
| 擁壁工 | 円 |
| その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置） | 円 |
| 特定工事に要する経費 | 円 |
|  | 盛土工 | 円 |
| 排水工 | 円 |
| のり面保護工 | 円 |
| 撤去工 | 円 |
| 工作物設置工 | 円 |
| その他 | 円 |
| その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。） | 円 |
| 請負契約（予定）金額  | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂搬入予定台数 | 台 |
| 土砂搬入事業収入 | 円 |
| その他の収入 | 円 |
| 準備工に要する経費の調達方法 | 自 己 資 金 | 円 |
| 借 入 金 | 円 |

（備考）

１　記入欄が不足する場合は適宜挿入、又は別紙を添付すること。

２　法令による登録等の欄には、建設業法第３条の許可等について記載すること。

３　特定工事その他の工事の経歴の欄には、本条例及び他法令の許可等を受けて実施した特定工事その他の工事に係る経歴を記載すること。

４　特定工事に必要な経費は、申請書に記載した特定工事に必要な経費と一致すること。

５　準備工とは、特定工事の工事着手前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいう。

６　特定工事とは、特定工作物の設置に係る工事、その他の必要な措置をいう。

７　その他の経費の欄は、準備工及び特定工事に係る間接経費（土地の賃借料、人件費等）の合計を記載すること。

８　請負契約（予定）金額の欄は、許可を受けようとする者が特定工事に係る工事を自ら行わずに、元請負人に発注する場合に記載すること。

９　土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載すること。

10　次に掲げる書類を添付すること。

（１）前年度に係る法人事業税及び法人税の納税証明書（個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）

（２）法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）

（３）準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書等

（４）準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類

（５）特定工事を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書

※資金計画書の例

　資金計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工期科目 | 　年　月～　　年　月 | 　年　月～　　年　月 | 　年　月～　　年　月 | 計 |
| 支出 | 準備工　杭・丁張工　地盤改良工　進入路造成工　排水施設工　擁壁工 |  |  |  |  |
| 特定工事　盛土工　排水工　法面保護工撤去工その他他経費土地の賃借料人件費 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| 収入 | 自己資金借入金収入　土砂搬入収入 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　（備考）

１　記入欄が不足する場合は適宜挿入すること。

２　工期は、準備工を行う期間と、それ以降の期間に分けて記載すること。

３　収入の自己資金、借入金等にあっては、それを証明する書類（預金残高証明書、融資証明書等）を添付すること。